

平成28年4月13日

**『業務の総合評価落札方式に係る一部運用の見直し』
【平成28年度4月期】について（お知らせ）**

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港業務の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、平成28年4月1日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別業務に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

FAX:092-418-3050

品質確保室長

タナカ ノブ・オ
田中 信夫(内線410)

品質確保室課長補佐

コジマ マサアキ
児島 正明(内線411)

**業務の総合評価落札方式に係る
一部運用の見直し等について
(平成28年度 4月期)**

平成28年4月1日以降の公告案件より適用

**平成28年 3月
九州地方整備局 港湾空港部**

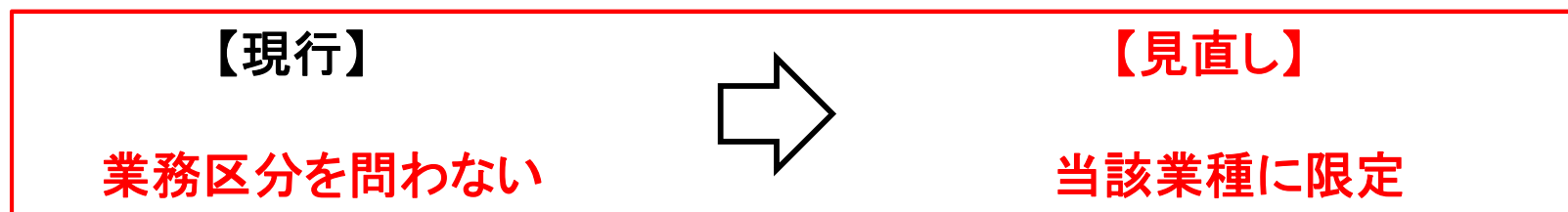
見直し(案) の内容

1. 企業及び技術者表彰の評価基準の見直し
2. 企業評価(地域精通度)の見直し
3. 予定管理技術者の標準設定資格
4. 総合評価落札方式における評価方法の見直し
5. 若手技術者の登用を促す方式の試行



1. 企業及び技術者表彰の評価基準の見直し

業務における表彰の評価については、当該業種（建設コンサル、測量・調査）に関係なく評価の対象としていたところであるが、内外からの意見を踏まえて**当該業種に限定**することとする。



区分	評価基準	配点	期間
企業評価	・九州地方整備局(港湾空港関係)における 当該業務種別 の優良業務表彰実績	①評価:局長表彰 ②評価:事務所長表彰	表彰を受けた日の翌日から3年以内を評価
技術者評価	・九州地方整備局(港湾空港関係)における 当該業務種別 の優秀技術者表彰実績	①評価:局長表彰 ②評価:事務所長表彰	同上


2. 企業選定時における技術者(地域精通度)の見直し

◆地域精通度の評価における**評価対象地域**の見直しを行う。

空港業務における地域精通度の対象地域について、“当該県内”を評価していたところであるが、県内に当該空港以外が存在しない場合があるため、見直しを行う。

※ 港湾業務については従来どおり

地域精通度

評価基準	現行		見直し
①評価	・当該空港での実績		・当該空港での実績
②評価	・当該県内の空港での実績		・管内の空港での実績
—	実績なし		実績なし

3. 予定管理技術者の標準設定資格


◆磁気探査においては、予定管理技術者の資格の取扱いを下記のとおり見直す。

◆評価方法

技術士の部門に「応用理学部門」を追加する。

技術士の応用理学部門の地質科目は、「物理探査、科学探査、試すいその他の探査技術に関する事項」との記述があり、技術士(応用理学部門)を技術士(建設部門)と同等と評価が可能と判断される。

探査工

評価基準	現行		見直し
①評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術管理部門(建設科目)又は建設部門) ・土木学会認定技術者(特別上級、上級1級) ・APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural) 		<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術管理部門(建設科目)又は建設部門又は応用理学部門) ・土木学会認定技術者(特別上級、上級1級) ・APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Mechanical、Electrical、Chemical、Geotechnical、Environmental、Mining)
②評価	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾海洋調査士(危険物探査部門) ・RCCM(港湾及び空港部門(ただし、港湾経験の実務経験が3年以上ある者)) 		<ul style="list-style-type: none"> ・港湾海洋調査士(危険物探査部門) ・RCCM(港湾及び空港部門(ただし、港湾経験の実務経験が3年以上ある者))
非選定	資格なし		資格なし

4. 総合評価落札方式における評価方法の見直し

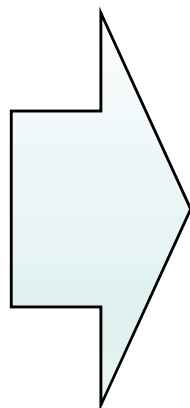
総合評価落札方式(簡易型)の実施方針から「その他」の項目を削除

- 実施方針の「その他」は、“有益な代替案、重要事項の指摘がある場合”に評価する項目である。
- 総合評価落札方式(簡易型)を適用する業務は、業務内容が比較的単純な業務であり、“有益な代替案、重要事項の指摘”を求めるような内容ではない場合がほとんどであるため、「その他」の項目を設定しないこととする。

【現行】

実施方針 = 50点

- ・業務理解度 : 20
- ・実施フロー : 10
- ・工程表 : 10
- ・その他 : 10



【見直し】

実施方針 = 50点

- ・業務理解度 : 30
- ・実施フロー : 10
- ・工程表 : 10

※ 上記に合わせ「実施方針確認型」の配点についても見直しを行う。

5. 若手技術者の登用を促す方式の試行

◆ 試行対象業務

- ・総合評価落札方式(簡易型)
 - ・設計等のコンサルタント等業務
- ※ 上記条件を満たす業務の内、数件実施予定

◆ 評価方法

管理技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合に高く評価する。
成果の確実性(業務実績):同種又は類似の実績を下記の順位で評価する。

評価	評価基準	加算点
①評価	若手技術者を配置かつ同種業務の実績あり	10
②評価	若手技術者を配置かつ類似業務の実績あり 若手技術者以外を配置かつ同種業務の実績あり	6
③評価	若手技術者以外を配置かつ類似業務の実績あり	3
—	実績なし	非選定

※ 実績は、管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限り(照査技術者として従事したものは認めない)。